

2007 9-10 Vol.246

発行所 習志野商工会議所
発行人 鈴木喜代秋
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
TEL: 047 (452) 6700
FAX: 047 (452) 6744

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

商工習志野

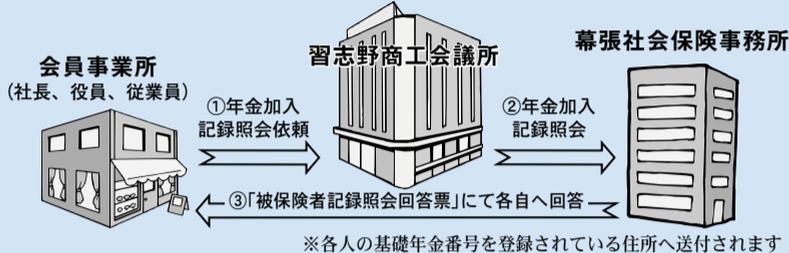
NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

目次

- 1面 年金確認サービス、マスターズゴルフ大会、ワクワク習志野発見ツアー、習志野街めぐりウォーキングフェスタ、会費の納入について
2面 習志野街めぐりウォーキングフェスタ
3面 雇用保険制度の改正について、冊子差し上げます、住宅修繕給付制度、JR津田沼駅通路の広告板利用者募集、会員プレゼント募集
4面 支援室コーナー
5面 会議事業予定、時代の風を読む、インフォメーション、あの店この工場募集、新入社員フォローアップセミナー
6面 あの店この工場、会員プレゼント、DM発送代行サービス

「商工習志野」は再生紙を使用しています。この会報は、当所ホームページでもご覧いただけます。

年金加入記録確認の流れ



※各人の基礎年金番号を登録されている住所へ送付されます

会員限定

年金加入記録の確認はお済みですか?
商工会議所の年金確認サービスをご利用ください

社会保険庁の年金記録漏れの問題解決に、国を挙げて取り組むことが急務であるとの認識のもと、先般、政府・与党において「年金記録に対する信頼回復と新たな年金記録管理体制の確立について」という対応策が取りまとめられ、公表されました。

この中で、相談体制の拡充のために「企業等における相談機能の充実」を掲げており、これにより、社会保険庁長官から日本商工会議所会頭あてに、協力の依頼があるとともに、本年7月10日に東京商工会議所ビルに年金相談窓口が臨時設置されました。

これを受けて習志野商工会議所では、会員事業所で働く従業員の方々や事業主(役員を含む)の年金加入記録確認を、ご多忙な皆様にご代わって無料にてご確認することになりました。

年金記録の確認を希望される方は、同封の「年金加入記録照会依頼書」(当所ホームページからもダウンロード)を希望される方に、同封の「年金加入記録照会依頼書」(当所ホームページからもダウンロード)を送付していただきます。

習志野商工会議所 中小企業支援室

TEL: 047 (452) 6700

習志野ふれあい万博 習志野商工会議所 創立20周年記念事業 ワクワクならしの発見ツアー

ぼくたち・私たちのまち「習志野」。日ごろ目にするものの出来ない市内の工場や大学めぐり、「見て・触れて・やってみて」クイズに答えながらめぐるミステリーツアー! この機会に出かけてみませんか?

- 【実施日付】平成19年11月10日(土)
【集合】午前7時30分 習志野商工会議所
【見学場所】市内企業及び大学 *訪問先は、当日のお楽しみ!
【対象者】小学生・保護者が市内在勤・在学・在住の親子20組(小学生1名に対し保護者1名同伴の2名で参加)
【参加費】1組1,000円(昼食・保険代として) *当日ご集金させていただきます
【申込方法】往復はがきに必要な事項(〒・住所・TEL・保護者氏名・お子様の氏名・学年)をご記入の上、習志野商工会議所までお送り下さい。★10月17日(休)必着★
【送り先】習志野商工会議所 ワクワクならしの発見ツアー係
【問合せ】習志野商工会議所 中小企業支援室

残りわずか! 習志野商工会議所創立20周年記念事業 「習志野街めぐりウォーキングフェスタ」参加者募集中

- 習志野商工会議所創立20周年を記念した、習志野市の市内商店街やハミングロード、市内史跡・名所巡りをする都市型街探索ウォーキング
◆開催日=9月29日(土) 8:30~16:00
◆受付場所=①市内横断コース(約14km) 京成実羽駅前広場
②楽々コース(約5km) 京成津田沼駅前広場
◆参加費=一般:300円 小学生以下:100円(当日集金)
◆募集人数=500名 定員になり次第締め切ります。
◆天候=雨天決行。荒天以外歩きます。
◆協力・協賛=習志野市商店会連合会・市内商店会・社日本ウォーキング協会・NPO法人千葉県ウォーキング協会・谷津干潟自然観察センター・朝日新聞習志野販売(株)・三興ベンディング(株)・白鳥製薬グループ(株)ピアセル・イカリ消毒(株)・(有)スパックス・ヘルス研究所・(株)ヨシキスポーツ・カトランベーカーリー・新京成電鉄(株)・京成電鉄(株)・岩盤浴 百花・田久保建設(株)
◆お申込方法=同封の参加登録申込書をご記入のうえ、事前に習志野商工会議所までお申込み(参加登録)ください。(FAX、TEL可)
◆問合せ=申込先=習志野商工会議所 中小企業支援室 TEL: 047 (452) 6700

★会費の納入について(お願い)

会費を「預金口座振替扱い」で納入されている会員の皆様には、10月22日(月)に貴事業所指定の口座から振替させていただきますので、出費ご多端の折とは存じますが、残高のご確認をお願いいたします。また、郵便局からの口座振替もご利用いただけるようになりますので、ご希望される場合は、経営室へTEL(452) 6700迄ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

習志野商工会議所創立20周年記念 第19回マスターズゴルフ大会参加者募集

日時=平成19年10月16日(火) 8:00 第1組スタート
場所=久能カントリー倶楽部
富里市久能722 TEL: 0476 (93) 9000
参加費=ビジター21,000円/メンバー15,000円
(プレー代・昼食(ワンドリンク付)
競技方法=ローカルルール(ハンディキャップ新ペリア方式)
募集締切=9月18日(火)まで
申込・問合せ=同封のチラシに必要事項を記入して、FAXもしくは郵送にて 習志野商工会議所 経営室 原田 TEL: 047 (452) 6700 FAX: 047 (452) 6744

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

マルケイ融資をご利用下さい 「年利2.30%で1千万まで(9月3日現在)。無担保・無保証人」

習志野 街めぐりウォーキングフェスタ

9月29日(土) 都市型探索ウォーキング

お楽しみ抽選会

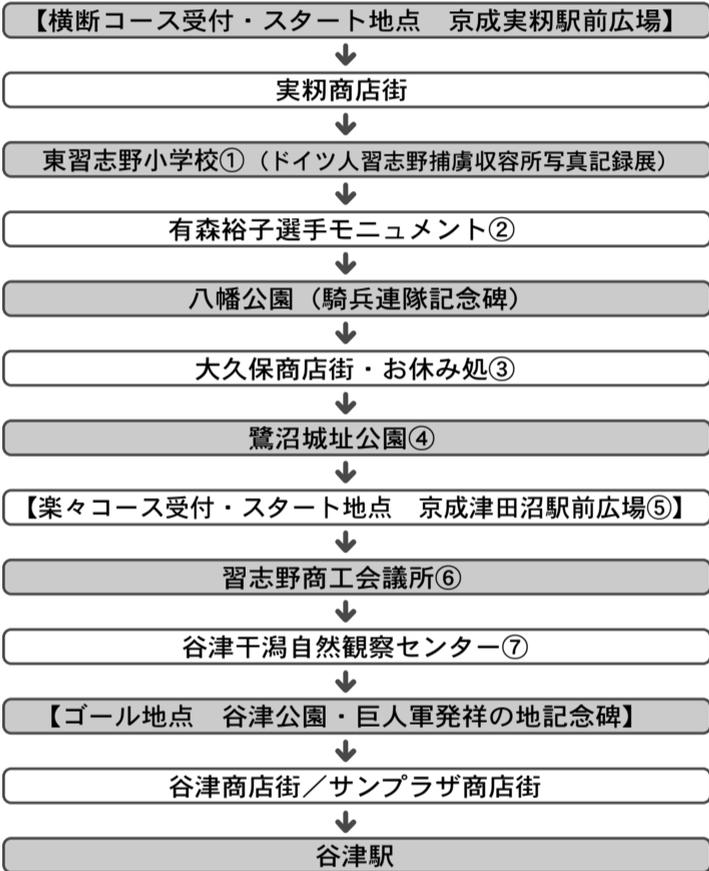
ニンテンドー Wii
 MBT ウォーキングシューズ
 岩盤浴無料招待券
 万歩計 など景品多数

習志野商工会議所

20周年記念事業

このイベントは、習志野商工会議所創立20周年を記念した、習志野市の市内商店街やハミングロード、市内史跡・名所巡りをする都市型探索ウォーキングです。皆様のご参加をお待ちしています。またスタンプラリー・お楽しみ抽選会・最新ウォーキングシューズ&ノルディックウォーキング体験コーナー・骨密度測定など楽しいイベントが満載です。

コース概要



【開催日付】 9月29日(土) 8:30~16:00
 【受付場所】 ①市内横断コース(約14km) 京成実籾駅前広場
 受付時間 8:30~9:30
 ②楽々コース(約5km) 京成津田沼駅前広場
 受付時間 11:30~正午
 【参加資格】 健康な状態で参加できる方。
 小学生以下は保護者等責任者の同伴が必要。
 【参加費】 一般:300円 小学生以下:100円(当日集金)
 ※当日は小銭をご用意ください。
 【募集人数】 500名 定員になり次第締め切ります。
 【天候】 雨天決行。荒天以外歩きます。
 【服装・持ち物】 ウォーキングができる服装でお出かけください。
 昼食、雨具、飲料、着替え等は各自でご用意ください。健康保険証(写)

【協力・協賛】 習志野市商店会連合会・市内商店会・(社)日本ウォーキング協会・NPO法人千葉県ウォーキング協会・谷津干潟自然観察センター・朝日新聞習志野販売(株)・三興ベンディング(株)・白鳥製薬グループ(株)ピアセル・イカリ消毒(株)・(有)スパックス・ヘルス研究所・(株)ヨシキスポーツ・カトランベーカーリー・新京成電鉄(株)・京成電鉄(株)・岩盤浴 百花・田久保建設(株)

お申込方法

同封の参加登録申込書をご記入のうえ、事前に習志野商工会議所までお申込み(参加登録)ください。(FAX、TEL可)

問合せ・申込先

習志野商工会議所 中小企業支援室
 琴:047(452)6700 禽:047(452)6744

おかげさまで創立20周年「時代の風を切れ、習志野商工会議所！」

創立20周年特別企画

会員プレゼント賞品提供者募集

～事業PRとイメージアップに～

本年度、習志野商工会議所が創立20周年を迎え、日頃の感謝を込めて毎月発行している「商工習志野」(本紙6面)で、会員の皆様に対し協賛企業(会員)よりご提供いただいた豪華賞品を抽選によりプレゼントしており、併せて賞品を提供していただける会員企業を募集しています。

事業PRとイメージアップに。ご提供いただける企業は下記までご連絡ください。習志野商工会議所 経営室 原田 TEL.047(452)6700まで

会員限定 安価で大きな広告の力

JR津田沼駅通路の広告板利用者募集中

毎日多くの来街者が行き来するJR津田沼駅構内のコンコースに習志野商工会議所が所有する掲示板があります。この掲示板を左記のとおり、貸し出しています。事業や商品等のPRにぜひご利用ください。

〔基準〕

1. 習志野商工会議所の会員であること。
2. 基準期間は1週間とする。(公共関連は別に定める)
3. ポスター・チラシ等の内容は募集、お知らせ等とする。(宗教以外)
4. ポスター・チラシのサイズはA2版までとする。(横50cm×縦60cm)
5. 貼る・剥がしは各自が行い期間を厳守する。(期間を守らない場合は次回から許可しません)
6. 掲示等全て会議所へ委託

〔予約・申込方法〕

1. 直接会議所へ掲示する現物を持参してください。
2. 内容を確認の上、現物に認印を押します。(認印を押したのみ掲示してください)

する場合は1件につき1,000円いただきます。掲示料(事務手数料は1週間につき1,000円)

習志野商工会議所 原田

TEL: 047(452)6700

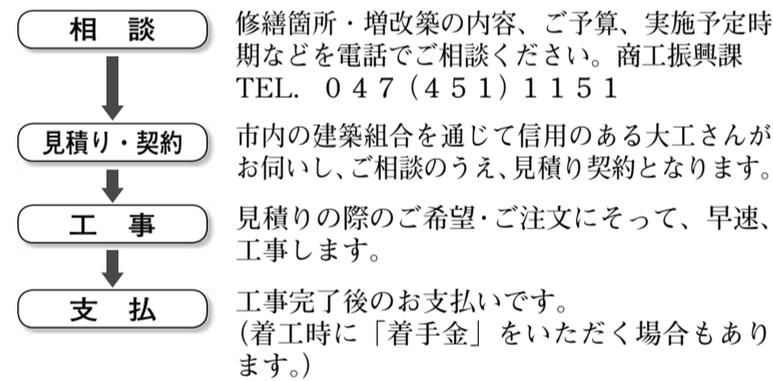
メール: narada@narashino-cci.or.jp

住宅修繕斡旋制度

家屋等の修繕でお困りでしたらご相談ください

修繕・改装・増改築・付帯設備や室内のバリアフリー修繕など何でも対応します。

市民の方で家屋の修繕、改装、増改築、付帯設備や室内のバリアフリー修繕、耐震診断など希望がありましたら、習志野市役所商工振興課までご連絡ください。市内の建築組合を通じて、ご希望にお応えできる事業所をご紹介します。



見積り・契約・工事は、習志野市住宅相談連絡会加盟の4つの建築組合(千葉土建一般労働組合習志野支部、習志野建築センター、習志野建築組合、習志野商工会議所建設業部会)から推薦された建築士、建設関係技能士などの資格を持った大工さんが「工事施工者」として一貫して行います。

このサービスは習志野商工会議所の会員で、住宅修繕斡旋制度にご登録している方に工事を受注する資格がございます。入会・登録を希望する方は下記までご連絡ください。習志野商工会議所中小企業支援室 担当:堀 TEL:047(452)6700

雇用保険制度の改正について

雇用保険法等の一部を改正する法律については、平成19年4月19日に成立し、失業給付に係る改正が平成19年10月1日より施行されます。

改正内容には、受給資格要件の見直し等、多くの被保険者の方々に影響のある事項を含んでいます。

特に雇用保険求職者給付の基本手当の受給資格につきましては、これまで、短時間労働被保険者以外の一般被保険者は、原則、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数14日以上の方が6ヵ月以上あることが必要でしたが、施行後は原則、離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が12ヵ月以上必要となりますのでご注意ください。ただし、受給資格に係る離職理由が特定受給者資格(解雇等)に該当する場合は、原則、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が6ヵ月以上必要となります。

事項	現行	改正
被保険者資格区分の一本化	・短時間労働被保険者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満) ・一般被保険者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	・短時間労働被保険者とそれ以外の一般被保険者の区分を廃止し、被保険者資格を一本化
受給資格要件の一本化	・短時間労働費被保険者については原則、離職の前日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が12ヵ月以上必要 ・一般被保険者については原則、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数14日以上の方が6ヵ月以上必要	・受給資格に係る離職理由(自己都合等)については、原則、離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が12ヵ月以上必要 ・特定受給者資格(解雇等)については、原則、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が6ヵ月以上必要
育児休業給付の支給率	・休業中支給率……30% ・職場復帰給付金……10%	・休業中支給率……30% ・職場復帰給付金……20%(ただし、平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者に限る)
育児休業給付金の支給と基本手当に係る算定基礎期間の算定の調整	・調整なし	・育児休業基本給付金の支給を受けた期間については、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間の算定から除く
特例一時金の支給額	・基本手当日額の50日相当分	・基本手当日額の30日相当分(当分の間は40日相当分)
教育訓練給付の支給率	・被保険者期間3年以上5年未満の者は教育訓練経費の20%(上限10万円) ・被保険者期間5年以上の者は教育訓練経費の40%(上限20万円)	・被保険者期間3年以上の者(当分の間は教育訓練給付を受けたことがない初回の者に限り被保険者期間1年以上)は20%(上限10万円)に一本化

【詳しくはホームページをご覧ください】◎お問合せはお近くのハローワークへ「厚生労働省」ホームページ↓
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>

冊子差し上げます

1. **パート・派遣・契約社員の労務・保険・税務**
内容：会社と非正規社員とのトラブルを未然に防ぐために、管理上必要な労務・保険・税務の知識全般について、Q&A方式でわかりやすく説明しています。
①派遣労働者 ②パートタイマー ③契約社員 ④労働保険・社会保険・税務

2. **ここがポイント!「相続と相続税Q&A」**
内容：相続税の申告が必要となる方にとって「これだけは知っておいた方がよい!」事項や実務。
①相続人の範囲と順位 ②相続税申告のスケジュール ③相続税額の計算

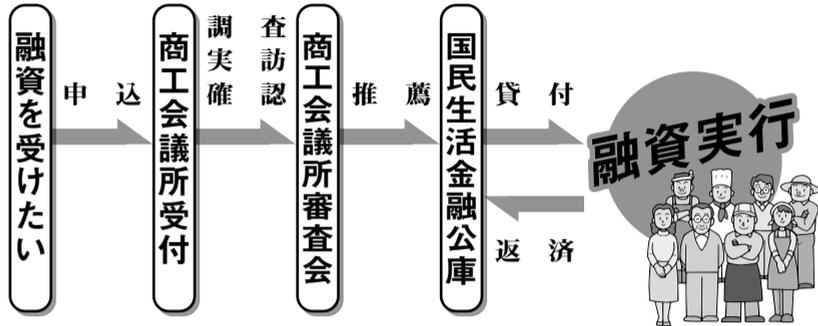
3. **「よくわかる印紙税の課否判定」**
内容：印紙税の基本的な取扱い、日常の業務等の中で作成される文書について、印紙税の課否判定とそのポイントを収録しております。
①印紙税の基本Q&A ②文書例による課否判定
数に限りがありますのでおはやめに

申込み・問合せ 習志野商工会議所中小企業支援室 TEL:(452)6700

平成19年9月3日現在

資金の用途	利率	返済期間
運転資金(固定金利)	年2.30%	5年以内 (据置6ヵ月以内を含む)
設備資金		7年以内 (据置6ヵ月以内を含む)

申し込みから実行まで



マル経資金 **無担保 無保証 低利**

(小企業等経営改善資金融資制度)をご利用ください

550万円+450万円

ご相談・お問合せ 習志野商工会議所 中小企業支援室

TEL: 047(452)6700 FAX: 047(452)6744

支援室コーナー

No.71

相談無料(秘密厳守)
中小企業支援室まで
Tel (452) 6700

マル経資金(小企業等経営改善資金)とは、習志野商工会議所が窓口となり、小規模企業の方々を対象として、国民生活金融公庫から貸し出される国の融資制度です。申し込みを受け付け、審査の上、商工会議所の推薦によって無担保無保証になります。お申し込みはとっても簡単です。事業資金等のご利用に、お気軽にご相談ください。

【資金用途】

◆ 運転資金：仕入資金、給与賞与の支払、買掛金・手形決済、諸経費の支払などにご利用できます。

◆ 設備資金：車両・備品の購入、店舗・工場を増改築、機械の購入などにご利用できます。

【融資限度】

◆ 運転資金・設備資金とも550万円
(450万円の別枠の利率により、最高1千万円まで融資が可能です)

【利率】

◆ 年2.30% (9月3日現在、保証料はかかりません)の固定金利(借入時点の金利が完済まで続きます)一元金均等払い

【ご利用できる方】

- ◆ 小売・卸売・サービス業：従業員5人以下
- ◆ 製造・建設業：従業員20人以下
- ◆ 一年以上営業され、所得の申告をしている方
- ◆ 税金を完納されている方
- ◆ 商工会議所の指導を6ヵ月以上受けている方
- ◆ 連続欠損および借入金過多の場合は、ご利用いただけません。
- ◆ 生活衛生関係の事業(飲食業、理・美容業など)を営む方は、運転資金のみご利用いただけます。

【相談時に必要な書類】

- ◆ 最近2年分の決算書、確定申告書(控)のコピー
- ◆ 金融機関からの借入金返済表 他

【返済期間】

- ◆ 運転資金：5年以内
- ◆ 設備資金：7年以内

時代の風を読む

日本が直面する「大転換」について論じるのが本欄の役目であるが、これまで数回にわたって「大転換」のいわば国内面に焦点を当ててきた。「大転換・国内版」とは、人口動態の大転換だ。今回はもう一方の「大転換・国外版」に目を転じてみたい。

少し前までは、国際化といつてもOECD（経済協力開発機構）のように、一部の先進工業諸国間の交流や取引の次元にとどまっていた。社会主義諸国は独自の経済圏や社会主義圏を構成していたし、発展途上諸国も先進諸国や社会主義諸国とは別の立場にあった。また、途上諸国自体も相互に緊密な関係を構築していたわけ

ではなかった。だが、こうした分断された世界は、もの見事に1980年代末から90年代にかけての10年足らずで音を立てて崩れ、地球はフラットな世界へと変ぼうとしたのだ。この象徴が1989年11月9日の「ベルリンの壁」の崩壊だった。

この「ベルリンの壁」崩壊の数カ月前には天安門事件が発生（89年6月4日）。92年春に鄧小平の「南巡講話」を契機に、改革開放路線の下、市

場経済化にせきを切ったよう大転換した。今や経済大国として巨大なパワーを世界中に見せつけるまでに至っている。ソ連も崩壊し、ロシアとして存在感を強めている。そして「眠れる巨象」インドは、ITパワーを武器に覚醒（せ

じ）し、巨大な経済圏を形成し始めている。さらに資源大国・ブラジルもバイオ・エタノールの最先端国として、その存在感を高めている。これら4カ国からなるBRICsは、今や世界のGDPの10%強を占めるに至っている。日本のGDPの対世界比率が13%であることを考えれば、BRICsの躍進ぶりは驚異である。ばかりか、まさに脅威となる。「東」や「南」の覚醒や躍進は、中国、ロシア、インド、ブラ

して急浮上しつつある。旧社会主義諸国や新興経済諸国は、いずれも冷戦終結に伴うグローバル化の波を受けて市場経済化に大転換し、「西」の先進経済に（欧米日）からの直接資本を大量に引き入れ、「世界の工場」として確固たる立場を築きつつある。これらの国に流れた技術がもととなり、高度な技術がもととなり、高水準の経営手法も備わっているから、かの地で生

大転換期の日本を考える グローバル化の潮流

世界経済はフラットに

どうのように流れ込むのは必然だ。むしろ、日本にも。以上が15年ほど前に始まったグローバル化の急進の「世界化」することを意味する。つまり、地球は南から北に、東から西にすべてがフラットと化する。フラットとは壁や障害がないことを意味するから、財でもサービスでも資本でも、むろん情報でも、容易かつ迅速に、そして安価に移動する。

この「大転換・国外版」が日本経済や日本企業に広範かつ強力なインパクトを及ぼしてくる。全国津々浦々の地域企業や地域住民も無関係でいられないはずがない。日本の地域で今、生起しつつある各種の異変は、少なからずグローバル化の急進の潮流にかかわっているのである。



千葉商科大学大学院 教授 齋藤精一郎

~仕事への意欲向上と職場への定着を図る~ 新入社員 フォローアップセミナー

入社後6ヵ月を経過した新入社員（中途採用を含む）を対象に、社会人としての基本スキルの習得と整理、能力向上、環境・社会順応力の養成を目的とした標記セミナーを開催します。企業活力の根源たる人、中でも若手従業員の育成の機会としてぜひご利用下さい。

- 【開催日時】 10月16日(火) 10:00~16:10
- 【会場】 習志野商工会議所
- 【申込人数】 30名(申込先着順)
- 【対象者】 今年度入社した新入社員の方(中途採用を含む)
- 【内容】 ・社会人の心構え ・マナーとは？
・電話応対 ・仕事の受け方、報告の仕方
・ビジネス文書の書き方 ほか
- 【受講料】 無料
- 【申込み・問合せ】 ジョブカフェちば
禁：047(426)8471 筋：047(425)2308

会員無料掲示板 会員事業所限定 「あの店この工場」 でお店をPRしませんか？

6面に掲載中の会員事業所紹介コーナー「あの店この工場」への記事掲載を下記のとおり募集しています。

- お申し込みは当所の会員事業所限定です。
 - 応募順に毎月10日発行の商工習志野6面に2~3社を掲載します。
 - 過去に掲載した事業所も掲載可能ですが、初めての方を優先します。
- ★まずはご連絡ください。申込書をお送りします。(取材も可能)

◆◆ 申し込み・問合せ ◆◆
習志野商工会議所 中小企業支援室 原田
TEL (452) 6700

中旬	11日(火)	ベンチャーズ (19時30分~特別会議室) ONE講座パソコン教室 (10時~ITルーム)
	13日(木)	ONE講座パソコン教室 (10時~ITルーム)
下旬	20日(木)	ONE講座パソコン教室 (10時~ITルーム)
	27日(木)	ONE講座パソコン教室 (10時~ITルーム)
10月	2日(火)	発明相談会 (10時~研修室)
	9日(火)	ベンチャーズ (19時~特別会議室)

Information

★流動資産担保融資保証制度のご案内

平成19年8月6日より、新たな保証制度として流動資産担保融資保証制度(ABL保証)が創設されました。お客様が保有される売掛債権および棚卸資産を担保として金融機関から融資を受けられる保証制度です。

不動産をお持ちでないお客様も、売掛債権および棚卸資産を担保に借入ができ、資産調達能力がアップします。また売掛先からの入金を待たずに資金調達できるため、資金繰りの改善にもつながります。

貸付金額：200,000千円
(ただし保証割合80%のため借入限度額は250,000千円です)

保証割合：80% 貸付金利：金融機関所定
貸付形式：根保証は当座借越、個別保証は手形貸付
保障期間：根保証は1年(但し更新は妨げません)、個別保証は1年以内
保証料率：0.85%

担保：担保は売掛債権および棚卸資産のみとなり、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。個別保証の場合は売掛債権のみとなります。

棚卸資産とは、事業により生じたまたは生じる予定のものであり、かつ決算書に計上されまたは計上される予定のもので、具体的には在庫商品・製品在庫・仕掛品・半製品・原材料・貯蔵品をいいます。固定資産として計上される機械設備や車両運搬具などは含まれません。

(事業所名)	(氏名)
(住所)	(電話)
(「商工習志野」の感想・習志野商工会議所への意見)	

会員紹介
No.217

あの店 この工場

桂林餃子 満足



住所：習志野市大久保1-23-11
TEL・FAX：047(471)2767
代表者名：薛由愛
利用時間：(月～金) 11:00～15:00
17:00～23:00
(土日祝) 11:00～23:00

定休日：無休

【概要】京成大久保駅から八千代台の方面に歩いて2分の場所にある中国料理店。9月でオープンから3周年を迎え、その味やメニューのバラエティーの豊富さに近隣住民や帰宅途中の方々で行列もできる、いまや大久保になくてはならないお店。

【特色】メニューには一番人気の「桂林餃子」をはじめとする、4種類の焼き餃子だけでなく、担々麺など様々なメニューがある本格中華料理店です。

店内は、中国政府が認定した、餃子などの点心を作るための国家資格である「点心師」の資格をもつ料理長が、実際に料理をする姿を見ながら食事ができるカウンターのほか、テーブル席もあり広々として家族連れなどにも人気。

また、お酒の種類もビールなどのスタンダードなものから、よく熟成されて酸味が少なく飲み安い紹興酒。美容にもよく、そのままアルコールを抜いて注文する方も多くいるサワー類なども豊富です。

ランチメニュー(680円～)も豊富です。ぜひ一度お試しください。

※メニューや料金などの詳細については 桂林餃子 満足に直接お問合せください。

オープン3周年を記念して、本紙をご持参で来店した方に桂林餃子を1皿サービス！(9月末日まで、1部につき1回限り、お会計の際に本紙を提示してください)



習志野商工会議所創立20周年特別企画

会員プレゼント

洋食屋コモ ランチ券を2組4名様にプレゼント!

洋食屋コモ(習志野市谷津2-4-27 パンコモ2階、TEL:(454)0112)様のご提供により、「ランチ券」を2組4名様にプレゼント。JR津田沼駅から徒歩から海側につづく「まろにえ通り」にある南フランス風のレストラン「洋食屋コモ」。(パン屋の2階)

旬の食材をつかったお料理とおすすめのワインで、ゆっくりと過ごす日常のなかにある小さな至福の時を過ごしてください。

※定休日：火曜・第2水曜 12:00～15:00 (ランチタイムの営業時間)



洋食屋コモ様ご提供
<http://www.mamoruya.com/chezcomo/index.htm>

1枚約10円で送れる安いダイレクトメール

商品PR・経費節減などあなたのお店の販路開拓を安価でお手伝い

DM発送代行サービス

習志野商工会議所では、貴社のDM(チラシ)を安価でお送りするサービスを始めました。本サービスは、習志野商工会議所会員を対象に毎月10日(1・7月以外)に発送している機関紙「商工習志野(本紙、約2100事業所に発送)」に、チラシを折り込み発送するサービスです。ぜひご利用ください。

発送日：平成19年10月11日・11月12日(予定)

発送先・方法：商工習志野(本紙、習志野商工会議所全会員約2,100事業所宛)への折込

申込資格・免責事項：基本的に会員限定です。その他につきましてはお問合せください。詳細を記載した申込書をお送りします。

お申込み：1. お送りする申込書に必要事項をご記入いただき、FAXか郵送にてお申し込みください。追って掲載の可否を連絡いたします。(1ヵ月6社まで・先着順)

2. その後、当所に印刷を依頼する場合は、原稿を当所宛に郵送またはE-mailにて、発送物の持ち込みの場合は発送物を三つ折りにして、直接当所に2,200枚お持ちください。期限は発送月前月の第4金曜日(休日の場合はその前日)

光沢紙の発送・発送物の持込が可能になりました

	発送物持ち込みの場合	当所に印刷を依頼する場合
ご利用料金 (発送後に請求)	1回につき1社あたり 21,000円/片面	1回につき1社あたり 25,000円/片面
発送物の形式	A4判用紙(1通につき8g以内、光沢及びカラーも可)	A4判用紙(普通紙)の片面、インクは黒一色(印刷は当所にて行いますので用紙の色は指定できません)

習志野商工会議所 経営室 原田まで
E-Mail: harada21@narashino-cci.or.jp
TEL: 047(452)6700
FAX: 047(452)6744

商工会議所
会員限定
サービス

司法書士 松鶴孝之事務所

住所：習志野市本大久保3-8-23
TEL: 047(473)3371
FAX: 047(473)3372

代表者名：松鶴孝之 営業時間：9:00～18:00

定休日：土日(事前の予約は可)

【概要】それまで弁護士のみが行うことができた、業務の一部を、国からの認定を受けることによって、2003年に司法書士も行うことが可能になったため(簡裁訴訟代理)、同事務所ではこれを活かして「多重債務」に関する問題解決に取り組み、これを得意分野としています。そのほかにも不動産登記や会社登記などの、司法書士が通常行う書類作成の代理業務も行っています。

【特徴】「借金問題は必ず解決することができますのでご相談ください」と、松鶴先生。その借金の解決方法に関するアドバイスだけでなく、解決後の生活をどのように送っていけば良いかなどの問題にも丁寧に助言をさせていただきます。

また、「借金問題」は誰にも相談をせず一人で抱え込んでいる方が多く、心の負担の軽減も必要なため、より相談しやすい雰囲気を作るためにカウンセリングの勉強にも積極的に取り組んでいます。「よく聴く」ことをモットーとして、さまざまな「借金問題」に取り組んでいる同事務所。

お困りの方は一人で抱え込まずに、ぜひご相談ください。

※サービス・業務内容につきましては 司法書士 松鶴孝之事務所 に直接お問い合わせ下さい。



◎「あの店この工場」で当所会員企業を紹介しています。

掲載を希望する方は、当所経営室原田 ☎(452)6700までご連絡ください。

なやみごと・相談受付、お気軽にご相談下さい 顧問弁護士 渡辺 惇先生 TEL(472)0911